



長野県報

6月2日(月)
平成15年
(2003年)
第1461号

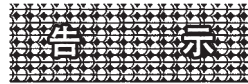
目次

告示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) 3
- 身体障害者福祉法施行令に基づく医師からの指定の辞退(障害福祉課) 4
- 地産地消地域支援事業補助金交付要綱の制定(農政課) 4
- 道路の区域変更(道路維持課) 13
- 災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正(建築管理課) 13
- 選挙の効力に関する異議の申出に対する決定(選挙管理委員会) 14

公告

- 消防法に基づく講習の実施(危機管理・消防防災課) 15
- 一般競争入札(管財課) 16
- 落札者の決定(管財課) 17
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧(3件)(産業振興課) 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課) 19
- 土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課) 19
- 土地改良事業の変更計画の縦覧(土地改良課) 20
- 土地改良事業の工事の完了(土地改良課) 20
- 土地改良区連合の定款変更の認可(土地改良課) 20
- 土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) 20
- 森林法に基づき許可をすべき皆伐面積の限度(森林保全課) 20
- 土地区画整理事業の換地処分(都市計画課) 21
- 都市計画法に基づく開発行為の工事の完了(4件)(建築管理課) 21
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活保安課) 23



長野県告示第297号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
新井郷子	視覚	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
飯島直也	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
鶴木隆	肢体不自由	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会小諸厚生総合病院

大塚明弘	聴平音 声・言 そしゃく	覚衡語	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
海沼和幸	聴平音 声・言 そしゃく	覚衡語	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
金子和彦	肢呼ぼう 体吸こう 不自又 自由は	器腸	岡谷市4769 岡谷塩嶺病院
小林信彦	腎	臓	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
謝孝佳	聴平音 声・言 そしゃく	覚衡語	塩尻市広丘吉田712-1 吉田原耳鼻咽喉科
白木徹一	肢呼ぼう 体吸こう 不自又 自由は		下伊那郡壳木村695 壳木村国保直営診療所
津田真吾	肢呼ぼう 体吸こう 不自又 自由は	腸	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院
塚田義一	肢呼ぼう 体吸こう 不自又 自由は	器腸	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院
林秀行	視	覚	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
藤澤亨	肢呼ぼう 腎吸こう 不自又 自由は	臓腸	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
松井彦郎	心呼ぼう 吸	臓器	南安曇郡豊科町大字豊科3100 長野県立こども病院
松本宙明	音肢心腎呼 声体吸ぼう ・自免 言由臓臓 語免腸疫		諏訪市清水2-4-12 医療法人松本医院
三浦浩平	肢心腎呼 体吸 不自臓臓 自由器		茅野市玉川4300 諏訪中央病院
宮林麻里	肢呼ぼう 体吸こう 不自又 自由は		松本市大字寿豊丘811 国立療養所中信松本病院
都筑重利	腎	臓	小県郡丸子町上丸子335-5 丸子中央総合病院

長野県告示第298号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
飯塚啓二	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院	東筑摩郡波田町4417-180 波田総合病院
小口寿夫	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
金児猛夫	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院	須坂市大字須坂字中縄手1755-8 かねこ内科胃腸科医院
熊崎節央	南安曇郡豊科町大字豊科5685 豊科赤十字病院	松本市本庄2-5-1 医療法人慈泉会相澤病院
小林俊夫	小県郡丸子町大字西内1777 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山病院	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
小林衛	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
櫻井道郎	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院
佐藤智哉	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	南佐久郡白田町大字白田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
鈴木俊哉	飯田市八幡町438 飯田市立病院	松本市水汲24-5 鈴木耳鼻咽喉科医院
朔哲洋	南佐久郡白田町大字白田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	南佐久郡小海町大字豊里78 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院小海分院
曾我文夫	飯田市大通1-15 飯田病院	飯田市鼎東鼎18-2 医療法人社団交友会曾我医院
塚越廣	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	伊那市美篁7792-3 老人保健施設すずたけ
戸兵周一	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	上田市大字殿城字神林250-4 鹿教湯病院附属豊殿診療所
中野博文	茅野市玉川4300 諏訪中央病院	飯山市大字静間字町尻1340-1 長野県北信保健所
宮沢崇子	松本市城西1-4-5 宮沢内科医院	松本市城西1-4-5 宮沢クリニック
宮坂齊	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院
矢嶋朋子	諏訪郡下諏訪町214 諏訪共立病院	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
矢嶋哲	茅野市ちの3494 矢嶋内科医院	茅野市ちの3494 医療法人矢嶋内科医院

山田 繁	南佐久郡白田町大字白田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	南佐久郡小海町大字豊里78 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院小海分院
横山 晴樹	駒ヶ根市中央3-5 よこやま耳鼻咽喉科医院	駒ヶ根市赤穂14632-1 よこやま耳鼻咽喉科医院
横山 長幸	岡谷市長池2630 諏訪湖畔病院	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
若林 正夫	長野市若里5-22-1 長野赤十字病院	上水内郡豊野町豊野634 豊野病院

障害福祉課

長野県告示第299号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
倉石 章	更級郡上山田町温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	平成15年3月31日	県外転出
小林 康宏	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院	平成15年3月31日	県外転出
庄司 光孝	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院	平成15年3月31日	県外転出
鳥養 省三	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	平成15年3月31日	退職
羽生田 正行	松本市寿豊丘811 国立療養所中信松本病院	平成15年3月31日	県外転出
百瀬 滋男	塩尻市大門7-14-16	平成15年4月7日	辞退希望

障害福祉課

長野県告示第300号

地産地消地域支援事業補助金交付要綱を次のとおり定めます。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

(趣旨)

第1 この要綱は、多くの県民が農産物など豊富な地域の恵みに愛着を持ち、農業への理解を深め、地域の個性ある農業の振興を図るため、地産地消地域支援事業を行う団体の当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

経	費	補助率
1	市町村、市町村教育委員会、学校、学校給食調理施設又は知事が適当と認める団体が 行う農産物の旬を味わう長野モデル推進事業に要する経費として知事が別に定める経費	知事が定める額
2	市町村、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するための団体又は知事 が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費として知事が別に定める経費 (1) 地産地消地域支援プロジェクト事業 (2) その他地産地消の推進に資する事業	2分の1以内
3	学校、学校給食調理施設、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するた めの団体又は知事が適当と認める団体が行う1又は2に掲げる事業に要する経費に対し、 市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1又は2の事業に 要する経費について1又は2の補助率で算 定した額を限度とする。

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 事業の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに地方事務所長に申請してその承認を受けること。
 - ア 第2の表の2に掲げる事業について事業量又は事業費の20パーセント以上の変更
 - イ 事業主体の変更
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに地方事務所長に申請してその承認を受けること。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、地産地消地域支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、地産地消地域支援事業実施計画書（様式第2号）とする。
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
地産地消地域支援事業計画変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
地産地消地域支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき。
地産地消地域支援事業完了期限延長承認申請書（様式第5号）

(実績報告書等)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、地産地消地域支援事業補助金実績報告書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、地産地消地域支援事業実績書（様式第2号）とする。
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、地産地消地域支援事業補助金請求書（様式第6号）を地方事務所長に提出するものとする。

(書類の提出部数及び提出先)

第8 規則及びこの要綱により提出する書類は正副2部とし、補助事業に係る事業主体の存する市町村等を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長に提出するものとする。

ただし、知事が特に認める団体で、事業が県全域にわたる団体の場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

(様式第1号)(第4・第6関係)

地産地消地域支援事業補助金交付申請書
(地産地消地域支援事業補助金実績報告書)

年 月 日

地方事務所長 殿

(住 所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

年度において、下記のとおり地産地消地域支援事業を実施したいので、補助金 円を交付してください。

(年 月 日付長野県指令 第 号で補助金交付の決定のあった地産地消地域支援事業の実績は、下記のとおりです。)

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業実施計画(実績)

事業区分	事業主体	事業実施場所	事業内容	実施時期

(2) 経費の配分

事業区分	事業主体	事業費	補助事業に要する(要した)経費 (a+b)	負担区分			備考
				県費補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	
		円	円	円	円	円	
計							

3 収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日(完了成年月日)

(様式第2号)(第4・第6関係)

地産地消地域支援事業実施計画書(実績書)

事業区分																		
事業主体																		
実施場所																		
事業内容																		
	事業開始予定日	年	月	日														
	事業開始予定日	年	月	日														
事業目的及び効果	<p>【目的】</p> <p>【効果】</p>																	
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>市町村等費</th> <th>農業団体</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業費	内 訳				県補助金	市町村等費	農業団体	その他					
	事業費	内 訳																
県補助金		市町村等費	農業団体	その他														
備考																		

(様式第3号)(第5関係)

地産地消地域支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

地方事務所長 殿

(住 所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金交付決定のあった地産地消地域支援事業を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業実施計画

事業区分	事業主体	事業実施 場 所	事 業 内 容	実施時期

(2) 経費の配分

事業区分	事業主体	事業費 円	補助事業に要 する(要した) 経費 (a+b) 円	負 担 区 分			備 考
				県費補助金 (a) 円	市町村費 (b) 円	そ の 他 (c) 円	
計							

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 二段書きとし、変更前を上段に()書きで、変更後を下段に記載すること。

4 事業完了予定年月日(完了年月日)

(様式第4号)(第5関係)

地産地消地域支援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

地方事務所長 殿

(住 所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金交付決定のあった地産地消地域支援事業を下記の理由により中止(廃止)したいので承認してください。

記

1 事業中止(廃止)の理由

2 事業遂行状況

(1) 事業の内容

ア 事業実施計画(実績)

事業区分	事業主体	事業実施 場 所	事 業 内 容	実施時期

(2) 経費の配分

事業区分	事業主体	事業費 円	補助事業に要 する(要した) 経費 (a+b) 円	負 担 区 分			備 考
				県費補助金 (a) 円	市町村費 (b) 円	そ の 他 (c) 円	
計							

(注) 二段書きとし、変更前を上段に()書きで、中止(廃止)時の状況を下段に記載すること。

(様式第5号)(第5関係)

地産地消地域支援事業完了期限延長承認申請書

年 月 日

地方事務所長 殿

(住 所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

年 月 日付長野県指令 第 号で補助金交付決定のあった地産地消地域支援事業は、下記の理由により、予定の期間内に完了しないので、完了期限の延長を承認してください。

記

1 事業が予定期間内に完了しない理由

2 事業遂行状況

事業区分	着手月日	事業の現況	出来高%	完了予定年月日	備考

(様式第6号)(第7関係)

地産地消地域支援事業補助金(概算払)請求書

年 月 日

地方事務所長 殿

(住 所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

年 月 日付長野県達(指令)第 号で額の確定(交付決定)のあった地産地消地域支援事業補助金を下記のとおり交付(概算払)してください。

記

金 円

確 定 (交 付 決 定) 額	交 付 (概 算 払) 額			残 額
	前回までに支払 を受けた額	今回の請求額	計	
円	円	円	円	円

農政課

長野県告示第301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年6月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈川木祖線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木祖村大字小木曾5245番の85地先から 木曾郡木祖村大字小木曾4416番の1地先まで	旧	9.0~19.0 ^m	1.0392 ^{km}
		9.0~19.0	1.1027
同 上	新	9.0~19.0	1.0392

道路維持課

長野県告示第302号

災害危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第90号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年6月2日

長野県知事 田中康夫

第2を次のように改める。

(危険住宅)

第2 この要綱において、危険住宅とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

(1) 次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの

ア 長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)第2条第1項に規定する災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第40条の規定により市町村が条例で建築を制限している区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして知事が特に必要と認めた住宅

第3の見出し中「補助率」を「補助率等」に改め、同第3中「補助率は」を「補助率等は」に改め、同第3の表を次のように改める。

事業の種類	対 象 経 費	補 助 率 等
危険住宅除却等事業	(1) 危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費を補助するに要する経	ア 国庫補助の対象となる場合 国庫補助対象額までの金額については4分の1以内、国庫補助対象額を

費。ただし、2,300千円を限度とする。

超える金額については10分の10以内
イ 国庫補助の対象とならない場合
780千円までの金額については4分の3以内、780千円を超える金額については10分の10以内

(2) 市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費。ただし、(1)の補助対象経費(1)のイに該当する場合にあっては780千円を限度とする。)に1,000分の22を乗じて得た額を限度とする。

ア 国庫補助の対象となる場合
国庫補助対象額の4分の1以内
イ 国庫補助の対象とならない場合
4分の3以内

危険住宅に代わる住宅の建設補助事業

(1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得及び造成を含む。)をするために要する資金を金融機関その他の機関(以下「金融機関等」という。)から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子に相当する額の費用を補助するに要する経費。ただし、住宅の建設又は購入については4,440千円、土地の取得については2,060千円、土地の造成については1,000千円を限度とする。

ア 国庫補助の対象となる場合
国庫補助対象額までの金額については4分の1以内、国庫補助対象額を超える金額については10分の10以内
イ 国庫補助の対象とならない場合
(ア) 危険住宅が、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域の指定を受けた区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域のうち保全家10戸未満の区域又は出水による災害危険区域に指定することが確実な区域に存する場合
a 住宅の建設又は購入及び土地の取得
4分の3以内
b 土地の造成
580千円までの金額については4分の3以内、580千円を超える金額については10分の10以内
(イ) (ア)以外の場合
a 住宅の建設又は購入
3,100千円までの金額については4分の3以内、3,100千円を超える金額については10分の10以内

		b 土地の取得 960千円までの金額については4分の3以内、960千円を超える金額については10分の10以内 c 土地の造成 10分の10以内
(2) 市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費。ただし、(1)の補助対象経費((1)のイの(ア)に該当する場合にあっては7,080千円を限度とし、同一の(イ)に該当する場合にあっては4,060千円を限度とする。)に1,000分の22を乗じて得た額を限度とする。	ア 国庫補助の対象となる場合 国庫補助対象額の4分の1以内 イ 国庫補助の対象とならない場合 4分の3以内	

建築管理課

選告示第31号

平成15年4月13日執行の長野県議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対して、当委員会は、次のとおり決定しました。

平成15年6月2日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝
決 定 書

長野県下伊那郡阿南町富草9488番地

異議申出人 伊豆光男(年齢52歳)

上記異議申出人から平成15年4月17日付けで提起された平成15年4月13日執行の長野県議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

異議申出人は、選挙区を設けて執行される本件選挙は、選挙区以外の県民が関与しておらず、選出された議員は各選挙区の住民を代表しているのであって長野県民を代表していないため、憲法前文、第15条及び第93条の規定に違反しており、このような選挙区を設けて執行された本件選挙は無効である旨主張し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第202条第1項の規定により異議の申出をしたものである。

決 定 の 理 由

1 公職選挙法第202条第1項の規定により異議を申し出ることのできる選挙人とは、当該選挙区に属する選挙人に限るものと解されている(昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決)ため、下伊那郡選挙区に属する異議申出人は、当該選挙区の実効力についてのみ異議の申出ができることとなる。

異議申出書には、本件選挙において選出された議員は長野県民の代表でなければならないにもかかわらず、下伊那郡の住民であ

る異議申出人は他の選挙区の議員の選挙に関与しておらず、本件選挙によって選出された議員は各選挙区の住民を代表しているのであって長野県民を代表することはできないことから、本件選挙の無効を求める旨の記載があるが、前述のとおり、下伊那郡選挙区における選挙を無効とする請求以外の請求が不適法なものであることは明らかである。

2 公職選挙法第202条第1項の異議の申出に関する規定は、同法に基づき施行された選挙に管理執行上瑕疵があった場合にこれを無効とし、再選挙を実施して選挙の自由と公正とを確保しようとするために設けられたものであり、たとえ選挙を無効として再選挙を実施したとしても、その瑕疵を是正し得ない場合についても異議の申出を許容する趣旨ではない。

異議申出人は、選挙区を設けて執行される本件選挙は、選挙区以外の県民が関与しておらず、選出された議員は各選挙区の住民を代表しているのであって長野県民を代表していないため、憲法前文、第15条及び第93条の規定に違反しており、このような選挙区を設けて執行された本件選挙は無効である旨主張するものであるが、本件選挙の選挙区は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条及び公職選挙法第15条の規定に基づき「長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」(平成10年3月30日長野県条例第5号)によって設けられているものであり、当該法律、条例あるいは制度自体の瑕疵を理由とする異議の申出については、たとえ当委員会が選挙を無効として再選挙を実施したとしても、その瑕疵を是正し得ないものである。

3 したがって、当委員会は、この異議の申出を公職選挙法第202条の規定に基づき争い得るものとは認められない不適法なものと判断し、却下せざるを得ない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成15年5月23日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会